

審査に伴い確認・調整を要した具体例

確認・調整ポイント
 前回のポイント1、2に加え
 今回は3を追加

1. 輸送方法で確認・調整を要したケース
2. 全国平均単価(約5,800円/台)に対し、単価の高い自治体について確認・調整したケース
3. 平成17年度の要請内容から大きく要請額の変更があり、確認・調整したケース

1. 輸送方法で確認・調整を要したケース

分類	市町村名	輸送方法の概要	パターン	確認及び調整を要した事項	結果	判定
イ	津久見市 (大分県)	・自動車運搬できる定期船がないため、現在市が一般廃棄物の島外搬出に用いている船を活用し、最終所有者が使用済自動車を運搬 ・その際、最終所有者が同乗せず運搬を船会社に委託	A	・廃棄物処理法上の収集運搬業の許可取得状況 ・チャーター船の船種及び運搬義務者が同乗しない理由	・船会社は、一般廃棄物の収集運搬業許可を保有 ・使用する船種は台船であり、台船には同乗できない事を確認(内航海運業法 第2条 国土交通省確認済)	
ロ	利尻町 利尻富士町 (北海道)	・定期カーフェリーが就航しているが、関連事業者がチャーター船を活用して使用済自動車を運搬 ・両町の業者が協同で運搬船をチャーターし使用済自動車を運搬	D	・定期船を使わない理由 ・廃棄物処理法上の収集運搬業の許可取得状況 ・台当りの輸送単価と積載率の関係	・定期カーフェリーと比較してチャーター船の方がより安価(例:普通車で比較) チャーター船 : 10,000円/台 定期カーフェリー : 16,170円/台* ・チャーター船の船会社は、産業廃棄物の収集運搬業許可を保有 ・以下、輸送単価と積載率の関係が妥当であることを確認 確認内容 輸送能力/回 : 200台……a 発生台数/年 : 200台……b (全体200台/2町) 輸送回数/年 : 1回……c 輸送台数/回 : 200台……d 積載率 : d/a= 100%……e	

*カーフェリーについては、自動車1台について運転者1名の2等旅客運賃を含む

2. 全国平均単価(約5,800円/台)に対し、単価の高い自治体について確認・調整したケース

分類	市町村名	輸送費の概要	パターン	確認及び調整を要した事項	確認及び調整を行なった結果	判定
1	防府市 (山口県)	・台当り輸送単価 99,800円/台 ・予定発生台数:1台 (軽自動車)	A	・台当りの輸送単価が高い理由	・チャーター船にて島外搬出する方法しかないことを確認 ・市内外海運業者から相見積もりを取り、より安価な業者の輸送単価で算出したことを確認	
1	熱海市 (静岡県)	・台当り輸送単価 50,000円/台		・輸送単価の見積もり方法	・同上 ・当初は、高額な費用での搬出を計画していたが、全国の輸送費低減に向けた取り組みを紹介した結果、単価が約3割低減されたことを確認	

3. 平成17年度の要請内容から大きく要請額等の変更があり、確認・調整した共通課題

分類	市町村名	変更の内容	パターン	確認及び調整を要した事項	確認及び調整を行なった結果	判定						
輸送範囲の追加変更	中種子町 (鹿児島県)	・海上輸送範囲(搬出工程)の追加変更(変更前) 解体業者 破砕業者 (変更後は下記を追加) 引取業者 フロン類回収業者 フロン類回収業者 解体業者	E	・海上輸送範囲追加の理由 ・費用(単価)の妥当性 ・変更内容の周知について(運用ルール、申請方法等)	・17年度計画は、搬出工程を集約した内容であったが、従来からの商慣習変更が困難な為、従前の取り回しに戻したことを確認 ・単価については定期船の運賃であることを確認 ・変更内容について業者を集めて1月に説明会を実施することを確認							
単価の変更	喜界町 (鹿児島県)	(従来) 5,000円/台	E	・輸送荷姿変更の理由	・解体業者の設備投資計画中止により、輸送荷姿が屋根を潰した状態から丸車に変更されたことを確認 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>荷姿</td> <td>単価</td> </tr> <tr> <td>計画当初 屋根を潰した状態</td> <td>:5,000円/台</td> </tr> <tr> <td>現在の運用 丸車</td> <td>:7,000円/台</td> </tr> </table>	荷姿	単価	計画当初 屋根を潰した状態	:5,000円/台	現在の運用 丸車	:7,000円/台	
		荷姿	単価									
計画当初 屋根を潰した状態	:5,000円/台											
現在の運用 丸車	:7,000円/台											
(変更後) 7,350円/台	-	・燃料油高騰による価格の改定(今後他の市町村でも想定される)	・燃料油高騰による運賃の改定内容 原油高騰と価格改定の考え方を確認	・燃料油価格高騰に伴う価格改定の考え方 改定幅 = 燃料油価格の上昇率 × 運賃に占める燃料油価格の割合 現時点での改定率の目処 = 輸送費の5%程度(*) *燃料油価格の上昇率(約30%) × 運賃に占める燃料油価格の割合(15%) 5% 出典元:内航ニュース(社)日本海運業会所: http://www.jseinc.org/naiko/index.html ・喜界町の試算 運賃に燃料費の改定幅(5%)が加算されていることを確認 7,350 = 7,000 + 7,000 × 5% (単位:円)								